

浜松市障がい者自立支援協議会調整会議会議録

1 開催日時 令和元年8月7日(水) 午前3時から午後5時

2 開催場所 浜松市役所 北館1階101, 102会議室

3 出席状況

区自立支援連絡会名	所属	出席者氏名	
中区自立支援連絡会	障がい者相談支援事業所アグネス	本宮 早奈映	
	中区社会福祉課	飯塚 康敬	
東区自立支援連絡会	障がい者相談支援事業所だんだん	平野 明臣	
	東区社会福祉課	濱埜 剛	
西区自立支援連絡会	障がい者相談支援事業所 まど	鈴木 宏幸	
	西区社会福祉課	安間 俊弘	
南区自立支援連絡会	障がい者相談支援センター 浜松南	後藤 翔一朗	
	南区社会福祉課	内藤 淳	
北区自立支援連絡会	障がい者相談支援事業所 ナルド	西澤 知代	
	北区社会福祉課	梶田 和彦	
浜北区自立支援連絡会	障がい者相談支援事業所 ぼるた	間木 義聡	
	浜北区社会福祉課	金原 真弓	
天竜区自立支援連絡会	障がい者相談支援事業所 てんりゅう	今田 将晴	
	天竜区社会福祉課	内山 敦子	
オブザーバー	障がい者相談支援事業所 シグナル	尾関 ゆかり	
事務局	障がい者基幹相談支援センター		雨宮 寛 岸 直樹
	障害保健福祉課	課長	田中 孝太郎
		課長補佐	久保田 尚宏
		政策調整グループ長	橋本 啓司
		生活支援第2グループ長	柴田 多美子
		生活支援第2グループ	山内 愛美

4 議事内容

- (1) 専門部会報告
- (2) あり方検討会報告
- (3) 生活介護事業所ヒアリング報告
- (4) 災害時支援(福祉避難所)について
- (5) 各区からの課題提案

5 会議録作成者 障害保健福祉課生活支援グループ 山内

6 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 無

7 会議記録

(1) 専門部会報告

①地域移行部会（松下）

- ・今年度4月から「地域で暮らそう部会」に名称変更。
- ・今年度構成員改選のため、構成員を2名増やし13名で実施予定。
- ・今年度は浜松市の課題（再入院が多い）に向け、アウトリーチワーキングを新たに設置。構成員に医師1名、訪問看護ステーションのスタッフ1名、計2名を増員予定。8月末にキックオフ会議を開催予定。

<意見>

- ・アウトリーチワーキングの具体的な取り組みについて知りたい。
⇒実際の1事例を県のアウトリーチ事業を使い、課題の洗い出しを行う。

②重心部会（山内）

- ・資料1を元に専門部会の状況を報告。

<意見>

- ・全数把握の具体的な目的が知りたい。
⇒災害時対応を含め市の施策を展開するため。災害時支援に関しては、健康医療課と健康増進課と危機管理課と障害保健福祉課で話し合いを進めている。

③子供部会（山内）

- ・資料1を元に専門部会の状況を報告。

<意見>

- ・かけはしシート導入後、30年度の検証はできているのか。
⇒30年度は学校へのヒアリング対応のみ。今後対応していく。

(2) あり方検討会報告（柴田）

資料2を元に説明。

- ・設置目的と目標：地域の実情に合った障害者に対する地域支援の体制を整えてもらうため協議会の目標は障害者計画の目標とした。
- ・市全体会：市の課題を協議する全体会を設置。
- ・市全体会構成員：入所事業所（入所事業所から意見を提言する場がない）、教育委員会や教員（教育と福祉の連携の必要性）の参画について調整中。
- ・企画会議：調整会議を企画会議に名称変更。市全体会へあげる内容やエリアにおろす内容を検討する場。企画会議の中に事務局会議を設置。基幹相談支援センターと行政（適宜必要なメンバーが参画）をメンバーとする。
- ・市当事者部会：エリアに設置する当事者の意見を聞く場からの意見を受ける場として市の協議会の中に設置。
- ・市専門部会：部会を大枠で常設し、課題が出た時に必要なメンバーが集まり課題の検討をする。
- ・エリア連絡会：メンバーは委託相談事業所（以下、委託相談）、計画相談事業所（以下、計画相談）、その他事業所を基本とする。その他の支援者には部会や検討会に参加してもらう。市全体会での協議のためにはエリアにおいて事例の積み重ねが必要となるため、事例を積み重ね市へ提案ができるような協議をしてもらう。

- ・エリア事務局会議：これまでと同様に委託相談を中心に対応。
- ・エリア当事者と意見交換ができる場：家族ではなく当事者の意見を聞ける場をエリアの中に設置。
- ・エリア部会：エリア部会と市の専門部会が繋がる体制とする。研修部会は、構成員が協議会に参加する意義が持てることも目的の一つとしながら人材育成する。

<意見>

- ・市協議会の専門部会は大枠で常設し必要なタイミング、事柄により必要な人を集めて開催するが、エリア部会も同じように対応すれば良いか。
⇒その通り。
- ・天竜区全体会はあがってきた地域課題に対応するメンバーを選んでいるため、エリア連絡会の事務局でも少し考えて良いか。
⇒エリアによって地域課題は違うため、メンバーは、これまで通りエリアの中で調整。全体会は課題の話し合いができるメンバー構成にしてもらいたい。
- ・当事者と意見交換ができる場の構成は、家族・当事者・委託相談・区職員か。
⇒それで良い。
- ・当事者部会とエリアの当事者と意見が交換できる場の設置イメージは。
⇒当事者との意見交換で出た意見をエリア全体会、それを企画会議から市部会に流れていく形。まだ検討中のため、良い案があればご意見をいただきたい。
- ・当事者部会との横の繋がり、どのようになるのか。
⇒今の当事者部会は、施策の報告や施策に対する意見交換のみの場になっている。今後当事者から出た意見をどのように部会に報告していくか流れを検討していく。
- ・体制が大きく変わるが、今後のスケジュールはどうなっているか。
⇒委託相談の契約が決まった段階で公式発表する。協議会の新体制は、区連絡会の中で報告してもらうために10月、11月を目途としたい。
- ・今のところスタートは令和2年4月なのか7月なのか。
⇒4月に間に合わせたい。
- ・区連絡会や部会は来年度に向けてどのように調整をしていくのか。
- ・市の担当課から各区構成員に体制について説明してもらうことは可能か。
- ・委託再編により事務局構成員変更の可能性があるため、説明会の場に参加してもらう必要があるのではないか。
⇒構成員や各会議の連携について10月、11月を目途に調整会議で報告できるようにしたい。その後、区の構成員に対して報告することを考えている。

(3) 生活介護事業所ヒアリング報告（山内）

資料3を元に説明。

<意見>

- ・専門的支援が必要な方の受け入れ体制に踏み込んで考えていくのはどうか。
- ・強度行動障害の方の受け入れには、体制整備だけでなく施設整備も必要。
- ・具体的にどうすれば受け入れが可能になるか、具体的なものが分からない状況だが、あるものを使いながらやれることはあるのではないか。
- ・強度行動障害の人をアセスメントして、特性を見ることは地域で対応すること。
- ・現在、強度行動障害の人にうまく対応している事業所の検証はどうか。また強度行動障害の子の人数、卒業の際に生活介護事業所で受け入れを必要とする人数など、数字として分かると必要な対応が具体的に見えるのではないか。
- ・計画相談・委託相談の関わりの中でケースを把握し、地域の課題の中で考え、市の施策の中で必要なことをあげていく必要がある。
- ・より専門的な研修にできるだけ多くの人（法人クラス、現場クラス、サービス管理者など）が参加してもらおう方がいい。
- ・強度行動障害は生まれながらでなく、元々持っているベースはあるが、関わり環境が悪いことで強化される。ライフステージを見ながら長期的なスパンで関わる仕組みを作っていくことで強度行動障害が減るかもしれない。
⇒市ではケースを個々に把握できないため、区のケース会議や連絡会の中で話し合ってもらい、課題としてあげてもらいたい。

(4) 災害時支援（福祉避難所）について（橋本）

資料4を元に説明。

<各区より災害時支援の取組報告>

- ・東区：全体会で災害時の名簿に関して作成状況、実態を把握する必要があるという話が出ている。
- ・北区：地区の危険個所を把握するところから取り組んでいる。今後は福祉避難所や実際避難する時どうするのかなど深めていきたい。民生委員から要援護者台帳掲載はないが把握が必要な人の把握方法に困るとの意見があるが、まずは区の防災を把握する取り組みを進めている。
- ・南区：津波や地震に対する関心が高く、活動内容を検討すると防災という課題が出てくる。民生委員や地区社協からリスト作成の希望があるが、個人情報という課題もあり活用方法までは話が及んでいない。

<意見>

- ・要援護者名簿の対応が知りたい。
- ・要援護者名簿の作成経緯、保管場所など具体的に教えてほしい。
⇒名簿掲載に同意した人のみ同意書を提出。名簿は自治会と民生委員に配付しており、保管場所は自治会に任せている。
- ・避難行動支援計画は自治会で把握しているが、相談員は未把握。要援護者台帳、安否確認の方法など計画書の共有が図れないか。
⇒名簿は現在配布していない方に配布予定はないが、配布範囲は検討の必要あり。情報共有により生存の可能性が高まるのであれば、生存の可能性を取るか、プライバシーの保護を取るかを勘案しながら考えていく。
要支援者名簿や計画書は具体的な避難計画ではなく居所を把握するもの。要支援者名簿作成当初から3年経過し、今回新たに更新。3年前に比べ自治会からの

問い合わせは減少し、名簿の周知が進んだと認識している。

福祉避難所説明のために西部特別支援学校の保護者会に行った際「車で避難する」という方がいた。発災時にどのような行動をとるかは分からないので最終的にはケースの状況に応じた対応をする必要があると考えている。

- ・精神障害の方で被害感がある、情報漏れを心配し名簿への記載を拒否するなど、名簿に載らない人は出てきてしまう。その対応はあるか。
⇒今、避難に関して公式に出せるものは名簿のみ。災害時、行政は避難所運営だけで手一杯になると考えられ、どのように状況把握ができるか、障害の有無に関係なく、市全体で避難者の把握方法について考えざるを得ない。
- ・委託相談が再編され導入されるシステムに要援護者台帳情報も入れられないか。
⇒発災直後に対応しなければ生命維持が危うい方の全数把握は現在医療的ケアを必要とする児の調査を行っているので情報提供できると思う。その流れに従って、発災後に避難情報がある程度共有ができていくのではないかと考えている。
- ・市内の個々の避難行動計画の計画作成達成率は何%なのか。
⇒危機管理課が統括しているが、現時点ではかなり低い。それを踏まえて簡略化の取り組みをしている。
- ・実際に当事者が避難訓練に参加し行動計画を作成して実践していく方法が良いのではないか。福祉避難所の開設訓練には当事者が参加できるのか。
⇒現段階では、まだ当事者は参加しない予定。マニュアル改正に基づいた連絡体制がメインとなる。5月にマニュアル改訂してから、施設側にも市職員にも周知不足のためそれに対応中。当事者の見学は妨げない考え。
- ・市内で防災の研修会、避難訓練など当事者を含めて実施している情報はあるか。
⇒当事者を含めた訓練をしている自治会がある。例えば、津波避難ビルに車椅子を持って行き、なかなか上げられないという体験を元にどのようにしたらいいか考えながらやっているところもあると聞いている。

(5) 各区からの課題提案

南区連絡会からの提案（相談支援事業所浜松南 後藤氏）

「できること持ち寄りシート」を元に説明。

<意見>

- ・東区は計画相談が3事業所しかないので困っている。計画相談では設定された数を超えてケースを受けており、計画作成までに1ヶ月以上待つ状況がある。
- ・受けているケース数は事業所によって差がある。
⇒事業所の体制もあると思われる。全体的な傾向を把握しながら、実地指導で指導改善していくというのは一つの選択肢。
- ・南区連絡会の調査で受け入れできない理由・条件の【その他】5人の内容は。
⇒【その他】は、①事業所の相談員と当事者や家族と知り合いというケース、②委託相談が入る前提で計画を受ける、受けないと判断されたケース、③A事業所

に依頼した際、A事業所の別ケースをB事業所が受ける条件であれば対応するという提案など。

- ・市としてセルフプランをどのように考えるか。
⇒計画は計画相談の方で作成をお願いしたい。
- ・早急に対応できない場合に、委託相談が3ヶ月までの導入部分でセルフプラン作成を手伝い、3ヶ月後に計画相談に移行するのは可能か。
- ・セルフプランの本来の目的は自分の権利を守ることだと思う。
⇒自分自身の評価は難しいため第三者の評価は必要。セルフプランが全て不可ではないが、対応できる事業所がないのであれば内部で検討する必要がある。
- ・相談支援の実態を把握し、やれることを検討してはどうか。
- ・権利を守るという意味では質の問題も考えていかないといけないのではないか。
⇒ある一定の経験を持つ人に対応してもらうことが必要。補完するというやり方であれば検討も可能。給付の実績を確認し計画相談の底上げをしたい。
- ・計画相談が本当に法令的に遵守されているのかの把握は必要ではないか。
(今田氏より国通知「計画相談支援等に係る平成30年度の報酬改定内容及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取り組み」「日本相談支援専門協会の標準担当件数セルフチェックシートの配付について」の情報提供)

時間超過のため、南区連絡会から提案のあった「移動支援」については、次回検討予定。

<連絡事項>

- ・次回調整会議は、10月7日14時から。
- ・課題提案のある区は9月10日までに「できること持ち寄りシート」を障害保健福祉課へ送付。